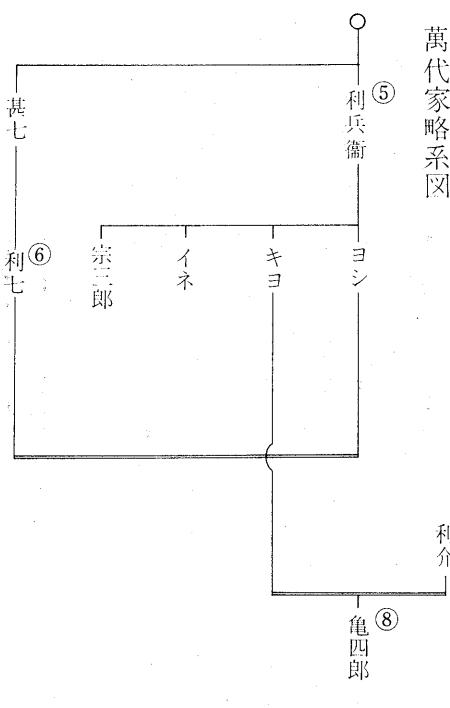


来瓦林文書であり、瓦林家より他家へ流失した文書の一点である。

以上、末吉勘四郎氏所蔵文書調査における成果の報告である。(相田二郎氏
蒐影文書)として『平安遺文』に収録されている①寿永三年五月十八日付の源頼
朝下文については別稿に譲ることにする。)

萬代亀四郎氏所蔵手鑑について 濱野精一郎



山口市大殿大路一〇萬代亀四郎氏所蔵手鑑は、昭和四十七年度編年史料第四部第一室(杉山博、瀬野精一郎、桑山浩然)による山口市内史料調査採訪のため、山口市水の上町五ノ二七洞春寺の文書を採訪中、たまたま同寺を訪れられた萬代亀四郎氏より、同家家蔵の手鑑が存在することを聞き、急遽同家を訪れ、写真撮影を完了した。本手鑑については、既に東京国立博物館美術課長小松茂美氏によつて調査されており、その中の一部は同氏による「日本書流全史」上下に収録紹介されているが、本所ではこれまで未採訪のものであり、帰所後、本手鑑につい

て調査研究した結果、知り得た概要は左記の通りである。
なお萬代家は江戸時代以来醤油醸造を家業としてこられた旧家であり、当主龜四郎氏は萬代家八代目に当られる。

手鑑の構成

本手鑑は法帖仕立てで、伝光明皇后写経断簡を上限とし、江戸時代初期の文書を下限とする五十三名、六十四葉が収録されており、天皇、親王、公家、僧侶、武家の筆蹟で構成されているが、保存状態の関係で元來の配列順序は明確ではない。以下収録文書の目録を編年にして示せば左記の通りである。

伝光明皇后写経断簡

伝慈鎮和尚筆蹟

建保三年正月廿四日

正嘉元年四月一日

建長元年十月卅日

五月三日

後深草上皇宸筆消息

伝伏見天皇和歌詠草

元亨元年十一月十三日

後宇多上皇院宣案

伝後伏見天皇宸筆消息

足利尊氏軍勢催促狀(飯嶋小三郎宛)

少式頼尚施行狀(弓削田六郎入道宛)

藤原兼繼軍忠狀

高師直奉書(厚東駿川權守宛)

足利直冬感狀

伝後光嚴天皇和歌懷紙

足利義詮勳功地宛行狀

細川頼之感狀(得屋遠江入道宛)

足利義政軍勢催促狀(小早川又太郎宛)

足利義政感狀(三沢彦四郎宛)

東福寺恩極礼才七言律詩

大徳寺東溪宗牧法語

52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23

六月十日	伝聖護院門跡道興詩・和歌懷紙 伝聖護院門跡道増書状 飛鳥井雅康書状 小倉季種和歌懷紙
七月四日	三好長慶書状（堺南庄中宛）
三月廿一日	大友宗麟書状（村上三郎九郎宛）
永禄十一年九月重陽前一日	柳原資定書写「詠歌大概」
五月七日	六角承禎書状（一色式部少輔等宛）
十月四日	足利義昭御内書（三沢少輔八郎宛）
天正九年十二月四日	武田信玄書状（東老軒宛）
(天正十四年)九月十六日	武田勝頼朱印状（毛利輝元宛）
十月廿四日	武田勝頼朱印状（東老軒宛）
天正十一年三月四日	明智光秀家中法度案
五月三日	柴田勝家書状（真木鳴玄蕃頭宛）
天竜寺策彦周良筆張繼「楓橋夜泊詩」	毛利輝元書状（長束大藏大輔宛）
元年小春初吉	天竜寺策彦周良贊
七月廿五日	大徳寺竜岳宗劉書状
大徳寺竜岳宗劉法語	大徳寺竜岳宗劉法語
大徳寺竜岳宗劉法語	大徳寺竜岳宗劉法語
愛宕通福書状	伝応胤法親王和歌懷紙
伝応胤法親王和歌懷紙	伝農臣秀吉筆蹟
昭高院門跡道澄書状	近衛竜山書状（毛利輝元宛）
昭高院門跡道澄書状（中山宰相中將宛）	伝良恕法親王詩・和歌詠草
五月十四日	徳川秀忠御内書（平岩主計頭宛）
廿七日	十二月廿四日

九月七日 徳川秀忠御内書（中川修理宛）
十二月廿五日 徳川秀忠御内書（戸田采女宛）
慈胤法親王和歌懷紙
日野資勝和歌懷紙
尊純法親王書状（吉羅侍従宛）
尊純法親王書状（常光院和尚宛）
二条寛家和歌懷紙
某消息
弥生十三日 三廿三
五月十日 武任・降輔運署書状案
武任書状案（吉田若狭守・伊田美作守宛）
某書状
手鑑の成立、伝来
以上の文書目録でもわかるように、手鑑に多く見られる短冊は一通もなく、いわゆる「古筆切」と称される断簡は目録の(1)(4)以外には見当らず、他はいずれも完結した文書、和歌詠草、法語などが貼付されている。それぞれ古筆家琴山の極札があり、筆者が比定されているが、一部比定の根拠不明のものや誤比定もあるが、比較的正確な比定が行なわれている。特に武家文書は地元中国地方関係文書が多く収録されており、特に疑点のある文書はない。

本手鑑成立の事情は必ずしも明確ではないが、本手鑑の成立を類推せしむるものとして、文書目録の(10)、(11)、(12)、(14)、(17)、(18)、(20)、(29)、(33)、(37)の十通は内閣文庫所蔵「古証文」に収録されており、(37)は同じく内閣文庫所蔵「古今消息集」にも収録されている。したがって江戸時代「古証文」「古今消息集」の編著者が本手鑑所収文書を閲覧していることが明らかである。しかも(1)と同日付で宛名が異なる小武頼尚施行状（白土新三郎宛）が保阪潤治氏所蔵手鑑に収録されていること、出雲国の中沢少輔八郎宛の足利義昭御内書が両者に存在することなどから、本手鑑と保阪潤治氏所蔵手鑑との相互関連を類推することができる。すなわち「古証文」が編集された後に、一連文書が本手鑑と保阪潤治氏所蔵手鑑に分割されて成立したことが考えられる。しかも両手鑑共に中国地方の武家文書が多く収録されている点でも共通点がある。さらに(5)ときわめて内容的に関連の深い弘安

七年十一月廿日関東裁許状が、本所所蔵影写本毛利元雄氏所蔵長府毛利文書(六)に存在することは、本手鑑の成立を考える上で参考となる。

本手鑑入手の経路も明確ではないが、当主龜四郎氏の談話によれば、六代利七氏の代に購入されたものであるとのことである。そのことを裏付ける如く、(13)

は近藤清石編「正閏史料二之二」に萬代利七藏として収録されており、明治時代初期に(13)が萬代氏の所蔵になることは、これによつて判明するが、そのほかの本手鑑に収録されている文書が正閏史料に見当らぬことは不可解である。

本手鑑収録の既刊行文書

(10)は大日本史料六編之三、二五三ページ、(11)は同六編之三、三三〇ページ、(12)は同六編之三、二七九・四一九・四七五・五六六ページ、(13)は同六編之七、三九ページ、(14)は同六編之十四、七八〇ページ、(33)は同十編之十、三七〇ページ、同十編之十一、一六〇ページ、同十編之十四、二〇五ページ、(37)は同十一編之三、七六七ページ、(10)、(11)、(14)、(33)はいづれも「古証文」によって、(12)は「国史考」によつて、(13)は「正閏史料」によつて収録されている。又(4)は小松茂美著「日本書流全史(下)」二六五号に写真が収録されている。以下(8)は同四九〇号、(20)は同六二九号、(25)は同七三〇号、(26)は同一〇七五号、(28)は同一五三四号、(30)は同一四六号、(38)は同九三九号、(39)は同七五四号、(40)は同七五七号、(48)は同九二四号、(49)は同九二三号、(50)は同二八〇号、(55)は同五八〇号、(56)は同一六五号、(57)は同九五六号、(58)は同三八八号、(59)は同三八九号にいづれも写真・訳文が掲載されている。

手鑑の利用価値

本手鑑収録文書の一部は既に大日本史料に引用されているが、いづれも「古証文」等の写本によつて引用されているので、本手鑑収録の原本によつて訂正されねばならぬ部分もある。

さらに個々の文書内容で注目されるもの若干を挙げれば、建長元年十月廿日鎌倉將軍家下文は、三善康尚に上野國春近領内小深郷預所職并勾田村石原郷内在家壱宇を安堵したものであるが、同所領所職は元来安達義景の所領であったものを、三善康尚の所領所職である河内國觀心寺地頭職と相博することによつて三善氏が領知するに至つたことがわかり、鎌倉時代における御家人の所領相博の実態が明らかになると共に、春近領の性格を究明する上での一史料を提供している。年号

欠五月三日後深草上皇宸筆消息は、後深草上皇の母に当られる大宮院(後嵯峨天皇中宮藤原姞子)の菩提を弔うため、比叡山に登り法華經千部の転読を依頼したものであり、大宮院は正應五年九月九日に没しているので、この宸筆消息はその翌年頃のものであると推定される。

このほか年号欠三好長慶書状は、堺南庄中に宛てたものであり、(天正四年)九月十六日武田勝頼朱印状は毛利輝元に宛てたもので、輝元が石山本願寺に兵糧米を送り、織田信長軍との船軍に勝利を得たことを賞讃しており、越相甲三和のことについて述べ、輝元に対し大友氏と和睦して後顧の憂を絶つて入洛されることを要請したものであり、織田信長の入洛に対する諸大名の動きを如実に示している史料として注目される。又天正九年十二月四日明智光秀家中法度案は京都府天田郡福知山町御靈神社所蔵天正九年六月二日明智光秀陣中制法と共に比較検討される必要がある。

以上個々の文書についてはなお究明されねばならぬ問題点が残されているものもあるが、総体的には多くの原文書が完全な形で貼付されている良質の手鑑であり、今後の活用が期待される。なお本手鑑は萬代龜四郎氏所蔵手鑑として入架の予定である。